

福島市 特定教育・保育施設の事故報告フロー

令和8年度
福島市幼保支援課

事故発生

必ず報告して
ください

受診を伴うような負傷等が起きた場合

保育施設

第1報

原則当日中に、教育・保育施設等事故報告様式ver.6の表面のみを作成し、幼保支援課へメールで送付するとともに電話連絡

幼保支援課

重大事故の場合

- ・治療に要する期間が**30日以上**の負傷
- ・疾病を伴う**重篤な事故等**（意識不明（人口呼吸器を付ける、ICUに入る等）の事故を含む）

施設からの報告をもとに幼保支援課で確認し、**県と国（消費者庁）**へ報告

県は内容確認をし、**国（こども家庭庁）**へ報告

重大事故以外の場合

- ・治療に要する期間が**30日未満**の負傷を伴う事故等

施設からの報告を幼保支援課で確認し、**国（消費者庁）**へ報告

※企業主導型保育事業の場合
本フローの報告に加え、児童育成協会（☎ 03-5357-1139）への報告が必要となります。

第2報

原則**1カ月以内**に教育・保育施設等事故報告様式ver.6の裏面を作成し、メールで幼稚園・園・保育課へ報告

幼保支援課は内容を確認し、必要事項を追記して**県と国（消費者庁）**へ報告

県は内容を確認し、**国（こども家庭庁）**へ報告

第3報～

状況の変化や必要に応じて、追加報告を幼保支援課へ提出

【報告先】

市幼保支援課 幼保支援係

TEL：024-572-3122

メール：

yo-shien@mail.city.fukushima.fukushima.jp

【教育・保育施設等事故報告様式】

福島市HP「保育施設に関連書類について」に掲載しています。

<http://www.city.fukushima.fukushima.jp/youho-shidou/hoiku-document.html>